

社会福祉法人のガバナンスの必要性

社会福祉法人の特徴＝高い公益性

高い公益性を生かした社会福祉法人経営の要請

福祉サービスの中心的担い手としての活躍
(地域ニーズに応じた事業展開)

社会福祉事業の着実な実施

地域の福祉ニーズの多様化・複雑化への
柔軟かつ機動的な対応

社会福祉法第24条に基づく経営原則の実行

確実

自主的な経営基盤の強化

効果

提供する福祉サービスの質の向上

適正

事業経営の透明性の確保

社会福祉法人独自の経営論の確立が必要

4つの視点による経営論の具体的展開

経営組織

- 法人本部の機能の充実・強化
- 経営の透明性の確保

事業管理

- 計画に基づく経営手法の導入
- サービス管理体制の整備

財務管理

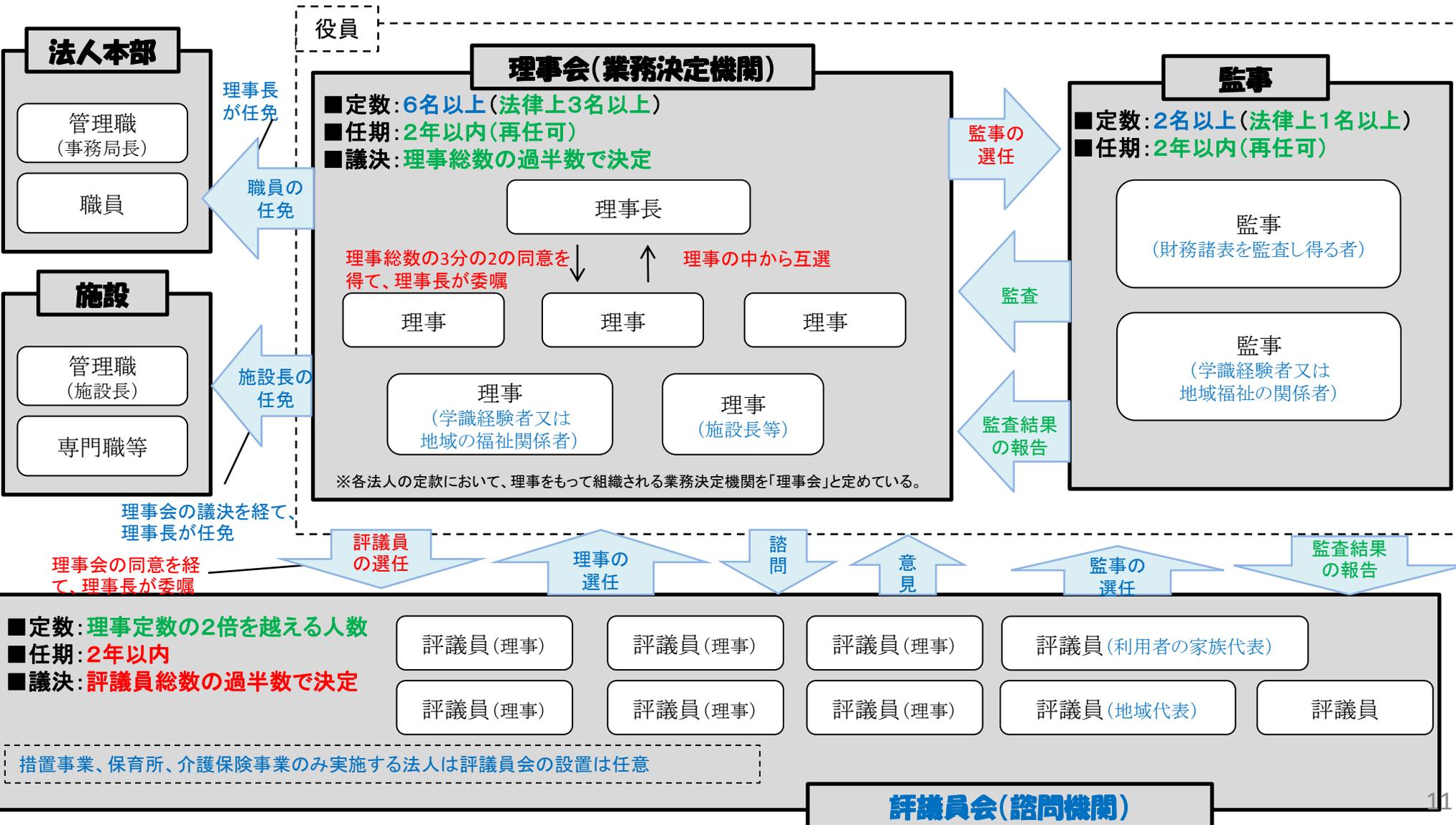
- 的確な経営状況の把握
- 積極的な情報開示

人事管理

- 専門性・技能の適切な評価
- 資質の向上

現在の社会福祉法人の組織

○ 社会福祉法人は、憲法第89条を踏まえた「公の支配」の下に属すると考えられ、社会福祉法人の高い公益性に配慮して、公正かつ適正な運営が図られるような仕組みとしている。



社会福祉法人に対する監督

- 社会福祉法人に対しては、法人に対する監督を併せて、法人が経営する施設(事業)に対する監督の仕組みが存在。

法人監督

- 実施主体
所轄庁
(国、都道府県市)
- 権限
認可、報告徴収、
監査、業務停止命令、
役員解職勧告、
解散命令等
- 会計基準による会計
処理
※根拠法 社会福祉法

社会福祉法人

法人本部

○
○
事業

△
△
事業

□
□
事業

×
×
事業

施設(事業) 監督

- 実施主体
都道府県、
指定都市、中核市
- 権限
許可、届出、認可、
指定、監査、報告
徴収、改善命令、
事業停止命令等
- 会計基準による会計
処理
※根拠法 社会福祉法、
老人福祉法、障害者総合
支援法、児童福祉法等

国民に対する情報公開